

令和5年度千葉市民活動支援センターの管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人まちづくり千葉（以下「乙」という。）とは、令和4年3月9日付け甲乙間で締結した千葉市民活動支援センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第47条第3項、第48条及び第70条第3項の規定に基づき、令和5年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 本協定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（指定管理料の額）

第2条 基本協定第47条第1項に規定する指定管理料の額は、金19,920,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 指定管理料の支払いは、乙の請求により月ごとに支払うものとし、1月当たりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）の額は、前項の規定による指定管理料の額に12分の1を乗じて得た額とする。

3 月次指定管理料の支払い額は、金1,660,000円とする。

（利益の還元の方法）

第3条 基本協定第70条第3項に規定する利益の還元は、市が発行する納入通知書により、市に納付するものとする。

2 利益の還元は、本事業年度終了後、市の指定する期限内に行うものとする。

（疑義等の決定）

第4条 本協定に疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

乙 千葉市中央区中央3丁目9番13号
特定非営利活動法人まちづくり千葉
理事長 山本 俊子